

名古屋議定書 COP-MOP3 の主要な決定の概要

名古屋議定書の有効性評価（議定書第 31 条）

第 1 回目の有効性評価の主要な結果（議定書の実施状況、能力構築支援状況、ABS クリアリングハウス（国際的な情報交換センター）掲載状況等）に留意し、有効性評価の際の指標の枠組みを歓迎し、同枠組で示された基準点を今後の評価のベースラインとして用いることに同意した。未だに ABS 措置が制定されていない締約国に対しては、措置を制定するよう求めた。

また、第 2 回有効性評価については、COP-MOP6（2024 年）において実施することを決定した。さらに、事務局長に対し、COP-MOP5（2022 年）での検討のため、その実施のための方法論を提案することを求め、今後の有効性評価を実施する間隔について、COP-MOP4（2020 年）以降に再検討することを決定した。

ABS クリアリングハウスの活用（同第 14 条）

ABS クリアリングハウスの運用に関する作業の進展を歓迎するとともに、今後 2 年間の目標及び優先事項として、締約国や先住民等による情報掲載・活用の促進、国連公用語への翻訳、機能性の向上、条約と 2 つの議定書のクリアリングハウスの更なる統合を進めていくことが、合意された。

専門家会合の結果を踏まえた遺伝資源の利用から生ずる利益の多国間利益配分メカニズム（同第 10 条）の必要性及びあり方

遺伝資源及び遺伝資源に関連する伝統的な知識であって、国境を越えた状況で存在するもの、または情報に基づく事前の同意を得ることができないものについて、更なる情報に基づき検討することとした。また、締約国等に対し、名古屋議定書の二国間アプローチでは対処できず、地球的規模の多数国間利益配分メカニズム（GMBSM）の必要性をサポートする可能性のある、特別なケースの情報等を事務局長へ提出するよう求めた。事務局長に対しては、これらを取りまとめ、補助機関会合（SBI）へ提出すること、さらに、SBI に対しては、これらを検討の上、COP-MOP 4 への勧告を作成することを求めた。